

エコポリゼミナール事業実施細目

1 目 的

この実施細目は、エコポリゼミナール事業実施基準（平成30年策定）の「エコポリゼミナール」の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業回数

事業回数については、平成30年度は年間4回を限度とする。

3 報 償 金

報償金の額は、1講座（2時間）につき別表「講師謝礼支払基準」のとおりとする。

4 エコポリゼミナール講座計画書

エコポリゼミナール講座計画書の様式については、別記様式1に定める。

5 エコポリゼミナール講座開催認定書

エコポリゼミナール講座開催認定書の様式については、別記様式2に定める。

6 エコポリゼミナール講座終了報告書

エコポリゼミナール講座修了認定書の様式については、別記様式3に定める。

附 則

- 1 この実施細目は、平成30年4月28日より実施する。

別表「講師謝礼支払基準」

区 分			支 払 額
外 部 講 師	A	大学教授、弁護士、公認会計士、医師、ジャーナリスト 著名民間学者、民間企業最高管理者	22,000円
	B	大学助教授、高専教授、民間専門研究者、 民間企業中間管理者	19,000円
	C	大学講師、高専助教授、民間技術者、民間企業下級管理者	17,000円
	D	大学助手、高専講師、民間技能者	15,000円